

2019年8月2日

一般社団法人  
日本エステティック協会  
理事長 久米健市様  
一般社団法人  
日本エステティック業協会  
理事長 天辰文夫様  
一般社団法人  
日本エステティック工業会  
理事長 瀧川晃一様  
特定非営利活動法人  
日本エステティック機構  
理事長 福士政広様  
公益財団法人  
日本エステティック研究財団  
課長 森本正義様

一般社団法人  
日本エステティック振興協議会  
理事長 瀧川晃一

## 「セルフハイフ」施術禁止の勧告

拝啓

時下益々ご清栄の段大慶に存じます。

さて先般、一般社団法人日本エステティック振興協議会では「セルフ脱毛」「セルフエステ」の施術を規制するため注意喚起書で会員各位にご通知頂き感謝申し上げます。

7月31日一般社団法人日本エステティック工業会会員様から新たに「セルフハイフ」の情報が寄せられ調査した結果、美容整形クリニックに通院している患者から「セルフハイフ」の施術をし、やけどした相談を受け同クリニックの院長がブログで情報公開した記事を確認することができました。

皆様ご高尚のとおり、

独立行政法人国民生活センターでは、2017年3月2日に「HIFUの取扱に関し」以下のとおり報道発表されました。

HIFU機器は、人体の表面を傷つけずに、超音波を体内の特定部位に集中させることで加熱し、熱変性を生じさせることができることから、医療で前立腺の治療等に用いられているものですが、エステサロン等でもホームページや施術前の説明でHIFU機器を用いて「脂肪細胞を溶解させる」「肌の土台である筋膜に直接ダメージを与える」等、皮下組織に直接影響を与えることで小顔、痩身や美顔等の施術ができるとうたっています。

その一方で、リスクについては説明がなく、「脂肪細胞を安全に破壊できる」等、消費者に安全な施術であると誤認させているエステサロン等もみられます。このような行為を医師資格のないエステティシャン等が行うことは禁止です。

(独立行政法人国民生活センターが報道発表した資料から抜粋して記載しました。)

このようにHIFUに関する規制が報道発表されたにも関わらず、この規制を無視した経営姿勢は業界の健全化を志向する当振興協議会の考えに対抗する表れであり容認しがたいものであります。

今般のこの件に関し皆様の手を煩わすこととなりますが、各団体の会員各位に改めて追加の周知徹底をお願い申し上げます。